

## 情報流通について

### 1 目的

庁舎内における職員や来庁者等に対する感染拡大防止のため、当分の間、名古屋三庁（支部、独立簡裁を含む。）の間において、新型コロナウィルスに感染した職員、事件関係者等についての情報共有を行う。

なお、名古屋高裁は、同様の情報収集を名古屋地家裁以外の庁からも行う。

### 2 職員関係

#### (1) 対象となる職員の範囲

新型コロナウィルスに感染又は感染の疑いがある裁判所職員（裁判官、執行官、非常勤職員を含む。）。以下の者についても、同様の取扱いとする（以下「職員等」という。）。

- ア 調停官
- イ 専門委員
- ウ 鑑定委員
- エ 調停委員
- オ 司法委員・参与員
- カ 労働審判員
- キ カウンセラー
- ク 司法修習生
- ケ 検察審査員、補充員及び審査補助員
- コ 裁判員・補充裁判員
- サ 精神保健審判員・精神保健参与員

#### (2) 情報収集の内容

- ア 職員等が新型コロナウィルスに感染したことが判明した場合  
所属、官職、氏名、休暇取得日数の見込み、裁判所内の濃厚接触者の有無、保健所からの指示の有無とその内容（指示等がされている場合）等

イ 職員等が発熱等の風邪の症状（インフルエンザの確定診断を受けているなど、新型コロナウィルス感染症以外の病気であることが判明している場合は除く。）を理由として、休暇（年次休暇、病気休暇）等を取得した場合

所属、官職、氏名、健康状態及び休暇取得日数の見込み等

ウ 職員等の同居家族が新型コロナウィルスに感染したことが判明した場合

所属、官職、氏名、感染した家族の続柄と病状（感染したと思われる時期、入院治療か自宅療養か）、職員の休暇取得日数の見込み、裁判所内の濃厚接触者の有無、保健所からの指示の有無とその内容（指示等がされている場合）等

(3) 情報収集の頻度

事実を把握した都度、速やかに。

(4) 情報共有のルート

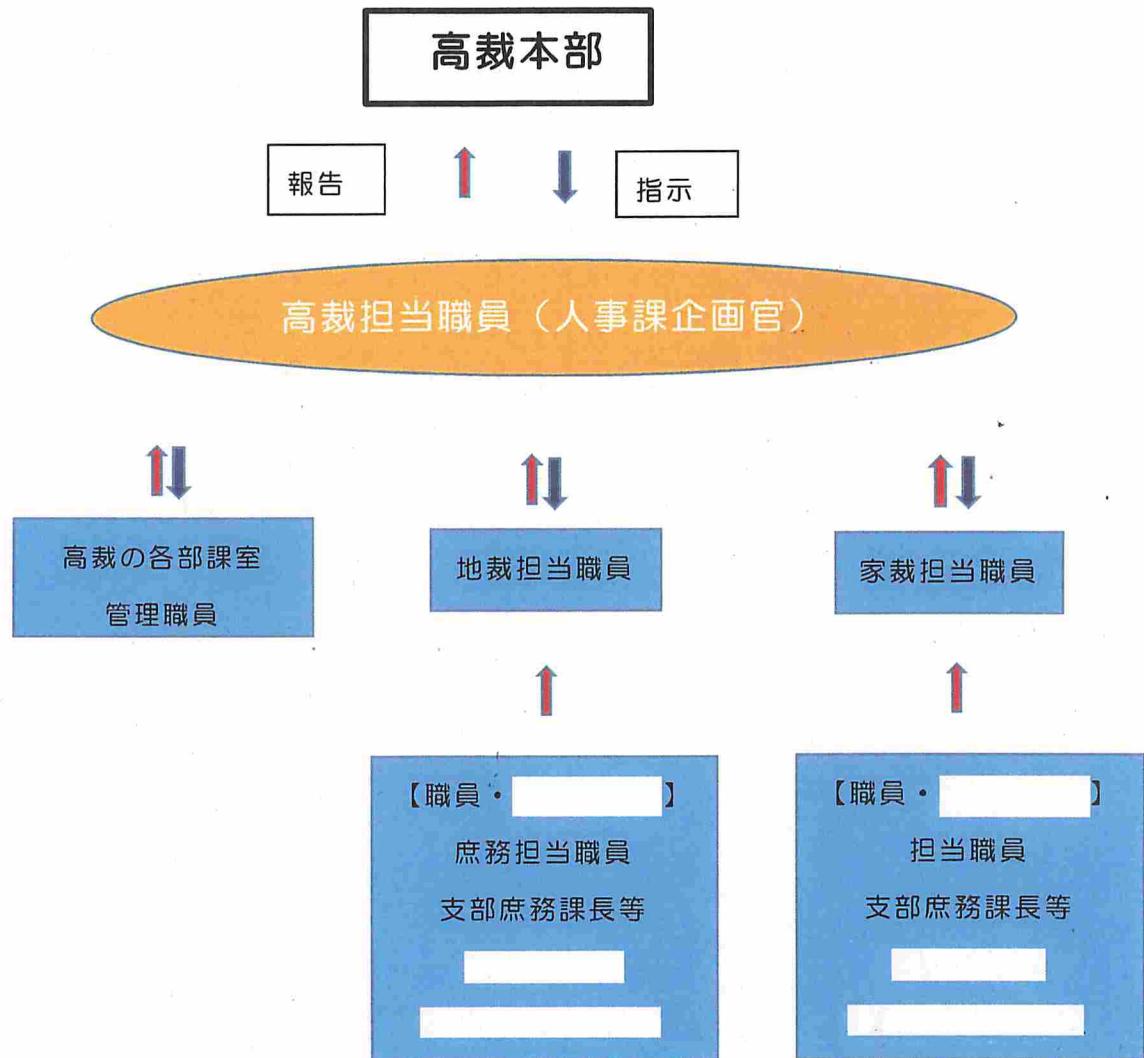
ア 各庁の部課室の担当職員、支部の庶務課長及び独立簡裁の庶務課長等は、上記(2)の情報について、それぞれ所属する本庁人事課（総務課）の担当職員（例：能率担当の課長補佐等）に速やかに連絡する。

連絡を受けた各庁の担当職員は、高裁の担当職員（高裁人事課企画官）に対し、情報提供を行う。

イ アの情報提供を受けた高裁人事課企画官は、高裁の本部メンバー（局長、次長、民事首席、刑事首席、総務課長、人事課長、会計課長、総括企画官）に報告する。

ウ 本部メンバーは、速やかに名古屋三庁の職員等に対する情報提供及び注意喚起等について検討し、高裁の担当職員に必要な指示を行う。

【イメージ】



※ 地家裁担当職員は、高裁担当職員に加えて、自庁本部にも報告する